

第3号様式（第4条第1項）

令和7年8月22日

君津市議会議長 小 倉 靖 幸 様

教育福祉常任委員長 高 橋 健 治

行 政 視 察 結 果 報 告 書

君津市議会行政視察取扱要綱第4条第1項の規定により、次のとおり報告書を提出します。

記

- 1 期 日 令和7年8月8日（金）
- 2 視 察 先
 - (1) 埼玉県春日部市
 - (2) 埼玉県草加市
- 3 調査事項
 - (1) 教育環境整備について
 - (2) 高齢者福祉について
- 4 参加議員 高橋 健治、鶴岡 一成、小倉 靖幸、保坂 好一、
大和 ヒロシ、大滝 浩介
- 5 経 費 別紙のとおり

別紙

教育福祉常任委員会 行政視察経費

①バス借上げ料	1 2 4, 3 0 0 円
②有料道路代	1 1, 3 4 0 円
③視察先手土産代 (4, 0 0 0 円×2か所)	8, 0 0 0 円
④車賃	3, 7 2 0 円
<u>合 計</u>	<u>1 4 7, 3 6 0 円</u>

埼玉県 春日部市

日 時：令和7年8月8日（金） 9：30～11：30

場 所：春日部市役所 本庁舎5階 埼玉県春日部市中央7丁目2番地1

＊現地視察 粕壁小学校 春日部市粕壁東3-2-19

出席者：学校教育部次長兼教育施設課長

教育総務課長

社会教育部スポーツ推進課スポーツ施設担当課長

スポーツ推進課長

1 春日部市の概要 （ ）内は令和7年7月1日時点の君津市

人 口：229,035人 （79,101人）

面 積： 66.00km² （318.81km²）

花積貝塚（縄文中期）や内牧塚内古墳群（古墳時代後期）などの遺跡から、古代より定住していた人々がいたことがわかる。

江戸時代には奥羽、日光方面と江戸とを結ぶ陸羽街道（現国道4号線）の宿場町として栄え、参勤交代などの際は大名の宿泊も多く、数多くの旅籠が軒を連ねていた。

また、古利根川の船便による江戸との交易も盛んで、昭和初期頃までは米・麦の集散地として、米穀、肥料商が多く営まれていた。

明治22年（1889年）の町村制施行より、粕壁宿が粕壁町に、内牧村と梅田村が合併して内牧村に、新方袋村・南中曽根村・道順川戸村・上蛭田村・下蛭田村・花積村・道口蛭田村・増戸村・増富村・上大增新田・谷原新田が合併して豊春村に、赤沼村・銚子口村・藤塚村が合併して豊野村に、牛島村・新川村・樋堀村・樋籠村・八丁目村・不動院野村・大枝村・備後村が合併して武里村になった。

昭和19年（1944年）に南埼玉郡粕壁町と南埼玉郡内牧村が合併して「春日部町」となり、昭和29年（1954年）町村合併促進法に基づき、南埼玉郡豊春村、武里村、北葛飾軍幸松村、豊野村との1町4村合併によって市制を施行した。

平成17年（2005年）に庄和町と新設合併し、新「春日部市」が誕生。平成20年（2008年）には特例市に移行した。

2 調査事項について

テーマ：「教育環境整備について」

(1) 避難所環境整備事業（体育館空調等）

<経 過>

- 避難所の暑さ対策については、既存の空調設備を活用できない施設について、避難が長期に及ぶことが想定される際、スポットクーラーやエアコンを借用することとしており、空調設備の用意をしていなかった。
- 地球温暖化の影響による気候変動で猛暑日が増加しており、このような状況で災害が起きた場合には、空調設備のない施設に避難された方が熱中症となる危険性がある。
- こうした事態を回避するとともに、さらなる学校環境の向上を目指して、避難所（体育館）へ空調設備の整備を行うものである。

<概 要>

- ・ 事業期間：令和5年度～7年度
- ・ 対象施設：市内小中学校（31校）

令和5～ 6年度	令和6～ 7年度	令和7年度
6校	12校	13校

- ・ 工事概要：アリーナ空調
（電気ヒートポンプ式／冷房）
（サーキュレーター内蔵／暖房）の設置
アリーナ照明のLED化
ガラス飛散防止フィルム（遮熱）の貼付
スロープの設置
- * 災害時の避難者の生活環境改善を目的として、令和7年度までの間、設けられている避難所への空調設備「緊急防災・減災事業債」を活用
- * 1つの小学校の体育館で6基の空調設備を稼働（農業・作業場でも適用しているもの）
- ・ 空調設備の使用方法：専用のプリペイドカードを機器に挿入し、運転操作が可能



<プリペイドカードについて>

学校利用と学校以外の一般利用（学校開放など）でプリペイドカードの使い方を分けている。

- ・学校利用：光熱費の予算の範囲内でカード（10時間分 or 1時間分）を各学校へ必要枚数を配布して利用
- ・一般利用：販売場所でカードを必要時間数分購入して利用
- ・利用料金：1時間1,000円（歳入は全て光熱費に充てている）
導入する空調設備機器の性能、電気料単価実績、各学校で要する時期ごとのコストを試算し、平均値を算定根拠としている。
- ・販売場所：市内2か所*販売場所は今後増やす予定
春日部地区「アイル・アリーナ ウイングハット春日部（総合体育館）」
庄和地区「庄和体育館」
- ・2か所とした理由：利用者の多くはスポーツ団体となるため、日頃から使い慣れている体育館とした。空調カードの購入方法が、既に行っている学校夜間照明の（コイン式）購入方法と類似していたことも一因である。



<利用者数の見込み>

- ・利用日：土、日、祝日（年末年始を除く）
- ・利用時間：9時～17時（8時間）
- ・利用者数実績（*令和7年度 工事により利用停止期間有り）

令和5年度	令和6年度	令和7年度（見込み）
延べ236,279人	延べ212,530人	延べ200,000人

*令和6年度まで小学校9校の空調工事実施（指定避難所優先）

令和7年度は小学校13校の空調工事予定

<空調利用による歳入の見込み>*冷房利用：4月～9月 暖房利用：10月～3月

- ・令和7年度当初予算 3,600千円を計上

*空調利用カードの販売は令和7年5月1日から開始

令和7年度が9校、令和8年度は13校が利用開始により、今後見込みは増加予定

<その他>

- ・運転後、10分程度で冷却可能（運転機能：6基最大限利用時）
- ・バドミントン、卓球などでは運転機能を「弱」に設定（風の影響を受けやすい）

<所 感>

本市においても、避難所とされる体育館の空調整備は喫緊の課題である。現在、児童、大人のスポーツ団体が体育館を利用する際の暑さ対策としては扇風機のみに対応である。年々、暑さの質が変化していることもあり、利用料金を光熱費に充て、使用者が負担する仕組みは有効と考える。また、熱中症警戒アラートが頻繁に発表される中、児童が外で遊ぶことも少なくなっており、児童が遊ぶことができる体育館の空調を整備することは、児童の心身の健康を育むうえでも必要であると考え。補助金の活用や学校の優先順位を検討し、体育館への空調整備への着手を望む。



(2) 温水プール（学校教育優先）整備事業

<経 緯>

- 昭和40～50年代にかけて屋外学校プールを集中的に整備し、水泳授業を実施していたが、施設の老朽化や猛暑等の気象条件により水泳授業が実施できないことが増え、今後の水泳授業の在り方を検討することになった。
- 令和4年度「春日部市学校プールの効率的利用に関する方針」により学校プールを利用できない学校は、短期的には民間委託（市内7つ）、中長期的には温水プールを整備することを決定されていた。
- 令和6年度「春日部市温水プール（学校教育優先）整備基本構想」により整備地を八木崎小学校敷地内と定める。

<概 要>

- ・事業内容：市内小学校の水泳授業を拠点となる学校敷地内に温水プールを集約・整備したうえで、学校教育に支障の無い範囲で、市民への一般開放も行う。
- ・整備地：春日部市中央4丁目1番地（八木崎小学校敷地内）
- ・整備規模：約1,300㎡（予定）＊平屋建て
- ・設置設備：メインプール（25m×6コース）、採暖室、シャワー室、更衣室（予定）
- ・スケジュール：令和5～6年度 基本構想策定業務委託
令和6～7年度 基本計画・実施設計業務委託
令和7～8年度 学校温水プール整備工事（予定）
令和8～9年度 学校温水プール周囲の整備（予定）

-----温水プール利用開始-----

＊老朽化したプールの解体：約3,300万円（概算）解体後、温水プール整備

<今後のプールの利活用>

- 水泳授業委託後の屋外プールの課題について
 - ・学校プールは消防水利として必要な場合があるため、単純な解体・除却は難しい場合がある。
 - ・授業利用での施設修繕・補修がないため、施設の劣化が進行する。
 - ・授業で利用しないことで、水の入替え、清掃が無いため、藻や臭気の発生、カエル等の小動物が住みつくことがある。
- 利活用方針について
 - ・消防水利として必要な学校プールについては、十分に消防本部と協議し、活用方法について検討を行う予定。
 - ・利用しないことによる施設環境の悪化により、近隣住民への影響が出ないように配慮が必要。

<所 感>

プールについては、本市も民間委託と既存のプールの利用に分かれている。プールの老朽化により、使用していない小学校の施設の在り方・方向性を定めることは今後の課題である。

春日部市では効率的な利用として、学校教育の支障の無い範囲で市民が利用できる施設として利活用する点は参考にさせていただきたいと考える。

プール施設は老若男女問わず、利用されており、また、小学校の水泳授業は必修科目でもあり、水の危険から身を守る運動能力を身につけたりする、普段、家庭ではできない体験の一つでもある。

本市での温水プールの整備は、維持管理面等を含め、十分な検討をする必要があり、現時点での着手は難しいと考えるが、プールの利活用を含め、プール施設の在り方の検討を進めていくきっかけとなることを望む。

埼玉県 草加市

日 時：令和7年8月8日（金）14：00～15：30

場 所：草加市役所

1 草加市の概要 （ ）内は令和7年7月1日時点の君津市

人 口：252,405人（79,101人）

面 積：27.46km²（318.81km²）

2 視察の流れ

- ① 歓迎の挨拶
- ② 教育福祉常任委員会委員長挨拶
- ③ 草加市認知症検診及び認知症高齢者
家族やすらぎ支援事業説明
- ④ 質疑応答
- ⑤ 教育福祉常任委員会副委員長挨拶
- ⑥ 草加市役所議場見学



3 事前の質問に対する回答

Q1. 脳の健康度チェック(認知症検診)については、どの程度の受診率になっていますか。
また、実際に認知症と診察されるケースがどの程度ありますか。

A1. 令和5年度受診者数 1,565人

対象者数 61,631人

受診率 2.5%

年代別※()は受診者全体に占める割合

65歳～69歳 134人(8.6%)

70歳～79歳 584人(37.3%)

80歳～89歳 760人(48.6%)

90歳以上 87人(5.5%)

認知症検診受診者のうち要検査となった方が 404 人。さらに精密検査受診者のうち 37.7%が認知症と診断されている。

Q2. 認知症高齢者家族やすらぎ支援者事業について、見守りや話し相手になられる支援者の方は何か資格を保有、または介護施設などの経験を有する方なのでしょうか。

A2. やすらぎ支援員には3年に1回の養成講座を計25～30時間受講することで登録できる。支援員に登録するための資格や経験は要していない。

Q3.認知症の方が行方不明になったケースはどの程度ございますか。また、発見につながった要因で多いものはどのようなものでしたか。

A3.草加市でのデータは解らないが、埼玉県は全国でワースト 3 の行方不明者が発生している。

認知症高齢者位置情報探索事業によって貸し出した小型の探知機で発見につながることが多い。既に行方不明になったことがある方が対象となるが、本事業によって無事に保護される割合は現在 100%。ただ、利用登録が減少傾向にある。

Q4.シルバーサポーター制度として、協賛事業者や店舗でさまざまな特典を受けることができると思いますが、運転免許証を自主返納された方の何割程度が「運転経歴証明書」を申請されているのでしょうか。

A4.令和 6 年の免許返納者 836 人

運転経歴証明書を発行された方 723 人

86.5%の方が運転経歴証明書を発行されている。

Q5.認知症サポーター養成講座は、どれくらいの頻度で開催され、どの程度の方がサポーターとして活躍されているのでしょうか。

A5.市内に 8 ヶ所ある地域包括支援センターで年 8 回実施している。その他、企業や団体から認知症サポーター養成講座の依頼があった場合には随時実施しており、年 2～3 回程そのような依頼をいただいている。

また、小学校 4 年生向けに認知症サポーター養成講座を行っていて、令和 5 年度は 8 校で実施した。

令和 5 年度末で認知症サポーター養成講座を受講された方は累計で 14,719 人。うち、小学生は 6,070 人程度。

さらに、実際に認知症サポーターとして活動されるためのステップアップ講座があるが、その講座を受けている方が令和 5 年度末で 365 人となっている。

4 各委員からの質疑等

【鶴岡委員】

Q.地域包括センターの職員は何人いるのか。認知症を専門としている職員はいるのか。

A.すべて委託で 48 名。認知症専門の職員はいないため兼務となっている。

【大滝委員】

Q.家族やすらぎ支援事業の話し相手になられる方は、資格を保有していると優遇されることがあるのか。

A.特に資格があっても優遇されるものではない。

Q.家族やすらぎ支援事業の支援員と利用者とのマッチングはどのように行っているのか。

A.コーディネーターが利用者の性格や出身地を考慮しマッチングを行う。また、マッチング後も視線を同じ高さにして対話を行うなど、関係性を崩さないよう努めている。

Q.最大で月に 8 回利用できると思うが、皆様月 8 回利用されているのか。

A.体調が悪いなどの理由がない限り、月 8 回利用される方が多い。

【大和委員】

Q.認知症虎の巻講座はどれくらいの頻度で行われているものなのか。

A.毎年1回講演している。令和 6 年からより幅広い世代に認知症を知ってもらえるよう新たな取組として「みんなの認知症展」を実施している。

Q.認知症検診の周知に SNS は活用していないのか。

A.SNS はまだ手を付けていない。ただ、草加市のお知らせメールや公式 LINE ではお知らせしている。

Q.家族やすらぎ支援事業は 3 年毎に支援員が更新をする必要があるが、更新される方の割合はどれくらいか。また、更新されなかった方の代表的な意見などがあれば教えていただきたい。

A.更新される方のデータは取っていないのでわからない。

【保坂委員】

Q.やすらぎ支援員の方々の費用弁償はどのようになっているのか。

A.交通費などがかからないような近距離の支援員の方をマッチングしている。基本的には委託料の中に含まれている。

Q.やすらぎ支援員の方々は民生委員の方々も含まれているのか。

A.民生委員の方でやすらぎ支援員をされている方もいるかも知れないが、民生委員の方だからお願いしているということはない。

Q.やすらぎ支援員を広報するための一番のきっかけとなる周知方法はどのようなものか。

A.おそらく広報などによる周知と考えている。

Q.オレンジカフェに対する市の支援はどのようなものがあるか。

A.一つは法人に委託。もう一つは支援団体の方が有志で開所される場合の補助金がある。自分達で自主的にやりたい場合には周知という形で協力している。

Q.オレンジカフェからの情報の集約は年間にどれくらい行っているのか。

A.年1回オレンジカフェ交流会を開催している。

Q.認知症ガイドブックはどれくらいの部数を発行しているのか。

A.7,000 部程度を発行している。

Q.7,000 部の算出方法はあるか。

A.これまでの実績から見て、余りが出ない適切な数が 7,000 部となっている。

Q.医療機関には置いてあるのか。

A.認知症検診を実施している医療機関に置いている。

Q.老人クラブに認知症ガイドブックを持っていく活動は行っているのか。

A.講演の依頼があった時に持っていくなどしている。また、包括支援センターや民生委員を通じて各地区に届けている。

Q.受講しやすくなるような草加市独自の取組はあるのか。

A.家族や若い世代に情報が届くように「みんなの認知症展」を開催したりしている。

5 所感

高齢者の認知症リスクは、加齢に伴い高まると言われている。特に、65 歳以上では認知症の発症リスクが上昇し、85 歳以上では約 4 割以上、90 歳以上では 6 割以上が認知症になると推計されている。よって、現在高齢者が人口の 1/3 となっている君津市にとっても、認知症の早期発見につながる認知症検診は、今後取り入れることが望ましい検診の一つになると思われる。

草加市では認知症を高齢者だけの問題とせず、より幅広い世代にも理解が及ぶよう事業を展開することで、市全体の問題として取り組んでいこうとする姿勢も大変参考となった。

そして、高齢者の人口が増えれば、比例して認知症高年者も増えていくことが予想されるため、介護する家族の負担軽減につながる認知症高年者家族やすらぎ支援事業の報告も非常に参考となるものであった。



6 資料

脳の健康度チェックを受けましょう！（認知症検診） - 草加市役所

<https://share.google/1CdOo9oZCIaVCti6h>

認知症高年者家族やすらぎ支援事業 - 草加市役所

<https://share.google/OiES8AA0oXMrBDTNm>